

快適な環境づくり

みやぎ 公衛検カプセル

No. 65

平成21年9月



滑津大滝(七ヶ宿町)

CONTENTS

- 鳴瀬川流域水循環計画について 2
- 環境に配慮する企業“一ノ蔵” 4
- 36年をふりかえって 7

鳴瀬川流域水循環計画について

宮城県環境生活部 環境対策課

はじめに

水はあらゆる生物にとって命の糧であり、人間が社会生活を営む上で欠くことのできない資源ですが、近年、社会経済活動の効率化、高度化や都市化の進展に伴い、森林の保水能力の低下や河川水量の減少等による公共用水域における水質の悪化等、健全な水循環※に対する弊害が顕著となってきており、水を取り巻く自然の生態系にも深刻な事態が生じております。

このような中、宮城県では恵まれた水環境を次代へ引き継ぎ、現在及び将来の県民が豊かな水の恩恵を享受し快適な社会生活を営むことができるよう平成16年に「ふるさと宮城の水循環保全条例」を制定しました。

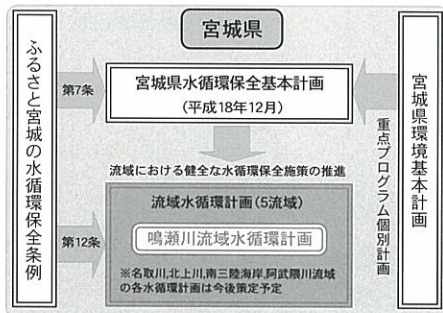
※ 流域を中心とした一連の流れの過程において、人間の営みと環境の保全に果たす水の機能が、適切なバランスの下に確保されている状態のことをいいます。

水循環保全基本計画

ふるさと宮城の水循環保全条例に基づき、県民が良好な飲料水その他の用水を確保でき、その他自然の水循環のもたらす恵みを継続的に享受できることを目的とし、その実現に向けて県民、事業者、行政機関等地域社会を構成するすべての関係者が公平な役割分担の下、自主的かつ積極的に取り組むための基本的な方向性を示した宮城県水循環保全基本計画を平成18年に策定しました。

水循環保全基本計画の推進にあたっては、県内の健全な水循環の現状を把握するため、宮城県内を5流域に分け、「清らかな流れ(水質のよさ)」、「豊かな流れ(水量の豊かさ)」、「安全な流れ(水災害の少なさ)」、「豊かな生態系(自然環境の豊かさ)」の4つの要素を取り上げ、その要素ごとに評価し流域ごとに課題を抽出・整理しました。その結果、総合評価が低い鳴瀬川流域、北上川流域、名取川流域、南三陸海岸流域、阿武隈川流域の順に流域水循環計画を策定することとしました。

なお、本計画は宮城県環境基本計画(平成18年3月策定)の重点プログラムの1つである「健全な水循環の確保」についての個別計画としても位置付けられております。

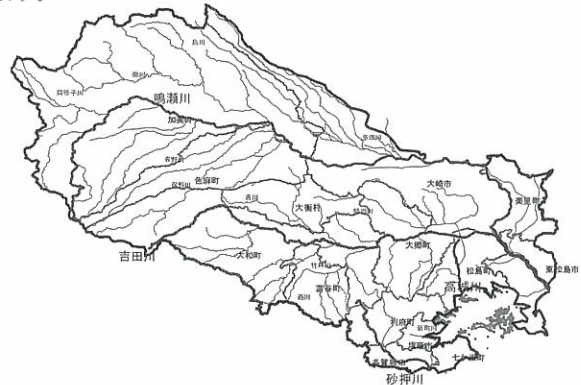


鳴瀬川流域水循環計画

水循環保全基本計画で抽出された課題を踏まえ、鳴瀬川流域における健全な水循環の保全を図ることを目的とし、流域の水循環の課題への対応、流域の上流から下流までの流域全体を視野に入れた取組や関係行政機関等による連携・協働を図っていくための具体的な施策を推進するため、平成21年3月に鳴瀬川流域水循環計画を策定しました。

○対象区域、計画期間

対象区域は、鳴瀬川、吉田川、鶴田川、高城川及び砂押川を含む流域で、計画期間は、平成20～29年度の10年間としています。



○計画策定の考え方

計画の策定にあたっては、鳴瀬川流域の環境、自然、社会特性などの水循環の特徴を把握し、流域の課題への対応や将来にわたって健全な水循環を保全するための具体策を示すものとなりました。

- ・水質の状況(鳴瀬川、松島湾、漆沢ダムなどの環境基準達成率)
- ・利水の状況(河川流量、水収支など)
- ・治水の状況(河川整備率など)
- ・豊かな自然環境(希少種の生息など)
- ・水循環にかかわる歴史(野蒜築港跡、品井沼干拓など)

○施策実施の視点

水は流域単位で上流から下流へと流れ海へたどり着いた後、水蒸気となり再び上流に戻るという水循環の特性から、問題の生じている地点に着目しその解決を図る「場の視点」に加えて、流域全体を視野に入れた「流れの視点」による取組が重要であることから①施策の連携、②上流域と下流域の連携、③各主体間の協働の3つの視点に着目し施策を実施します。

○計画の目指す将来像

健全な水循環を保全する取組は持続的に実施されることが必要であり、地域に根ざした水循環保全施策の展開が重要

であるとの認識及び水循環保全基本計画における施策実施時の視点から、計画の目指す将来像を定めております。

① 流域の特徴を踏まえた持続可能な水循環保全施策を展開する流域

流域の特徴である「豊かな自然環境」、「歴史ある水文化」から得られる見解・知識を踏まえ、持続可能な地産地消型の水循環保全施策の展開が図られている流域を目指します。

② 健全な水循環の保全に向けてすべての主体が行動する流域

地域住民と環境、治水、利水等にかかわる関係団体(民間団体、NPO法人、事業者)や関係行政機関等が、流域の健全な水循環についての認識を共有し、公平な役割分担のもと互いに連携・協働を図り「流れの視点」による取組が推進されている流域を目指します。

○具体的な施策と取組

近年の水循環にかかわる行政の計画や施策は、環境に配慮する内容となっており、関係団体(民間団体、NPO法人、事業者)では、水循環にかかわる先進的な取組を実践しているなど、各主体による環境への配慮意識が広く醸成されてきており、今後は、各主体が、健全な水循環の保全について共通の認識のもとに、互いに連携・協働を図り、流域の地域環境力を高めていきます。

また、基本計画における鳴瀬川流域の課題については、関係する計画や施策等により対応することとしており、関係部局間で連携し、計画的に対策を実施していきます。

○県(関係行政機関)が行う主な取組内容

① 鳴瀬川流域水循環計画推進会議の開催

県は、推進会議を開催し、健全な水循環に係る普及啓発を行うほか、関係者への情報発信など、水循環にかかわる施策・取組のレベル向上を図ります。

② 水循環の保全に配慮した各種計画・施策の推進

関係行政機関は、流域の健全な水循環の保全に配慮した計画・施策を推進し、また、推進会議で提言された健全な水循環の保全に配慮した取組を施策に反映します。

③ 関係団体(民間団体、NPO法人、事業者)の活動支援、連携・協働の推進

関係行政機関は、流域の水循環にかかわる活動を行っている関係団体の活動を支援し、健全な水循環を保全する取組について、関係団体との連携・協働を推進します。

○管理指標

健全な水循環の状況を把握するため、水質環境基準の達成状況(BOD、COD)、河川流量(正常流量)の確保状況、河川整備の状況(河川整備率)、水生生物保全水質環境基準の達成状況(全亜鉛)などの管理指標を定め、水循環の保全に係る取組による変化を定期的に確認し、必要に応じて取組の見直しを行います。

○水道水源保全地域指定

鳴瀬川流域は、上流部の漆沢ダムや南川ダムが大崎広域水道の水源であるなど、将来にわたり水循環の保全を図ることが必要な地域であり、現在、流域の水循環の出発点である重

要な水涵養機能を有する山間部の森林地域などを水道水源特定保全地域に指定し、流域の開発行為に対し届出を義務づけ、良好な水循環の保全を図るために必要な措置を指導するなど適切に管理することを検討しております。

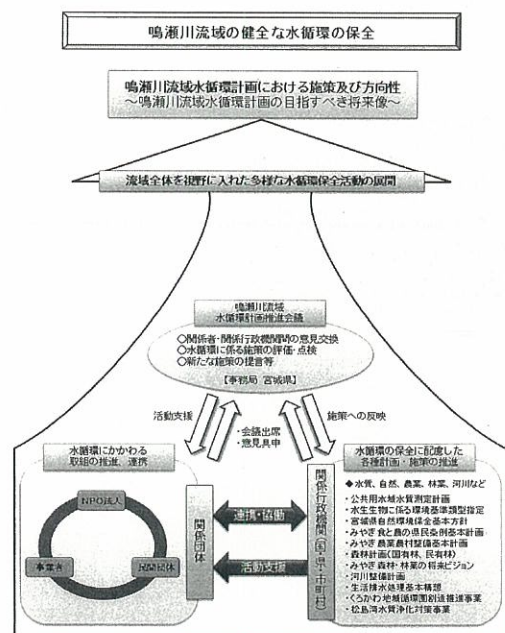
おわりに

健全な水循環の保全は、水が人間の生命その他自然の生態系の維持に欠くことができないものであり、人間の社会生活の営みに不可欠な資源であることから、現在及び将来の県民が、良好な飲料水その他の用水を確保でき、その他自然の水循環のもたらす恵みを持続的に享受できるよう、今後も県内各流域の特徴と課題を踏まえた流域水循環計画を策定し、適切に推進されるよう取り組みたいと考えております。

水循環保全基本計画における流域の課題とその対応

基本計画における鳴瀬川流域の課題	課題に対する対応
清らかな流れ ◆ 漆沢ダム、松島高等の流域の水質改善	<ul style="list-style-type: none"> 漆沢ダム等の現地調査等に基づく水質汚濁メカニズムの解明 必要に応じて <ul style="list-style-type: none"> 臭気や藻類の異常発生対策のための取水位置の改善 貯水管理装置による表層水と底層水の混合等 松島高水質浄化対策事業に基づく流入負荷量の削減等の推進 <ul style="list-style-type: none"> 下水道・浄化槽等整備の着実な推進 下水道の高度処理の推進 環境保全型農業の推進 高城川・貞山護河・東各瀬河の浚渫 水質・底質等のモニタリング調査の実施等
豊かな流れ ◆ 水の効率的な使用及び適正な利水 ◆ 農業用水の適切な使用	<ul style="list-style-type: none"> 水道事業者等による節水の普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> 広域経などによる住民への節水の呼びかけ 必要に応じて節水型器具の普及促進 環境配慮型行動宣言(みやぎ行動(eeco do))宣言に基づく節水の普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> 水道メーターの蛇口をこまめに止める 節水コマや水洗い・トイレ用節水装置の導入 節水や工場排水の取水・処理等への利用 鳴瀬川水資源計画に基づいた水質改善 <ul style="list-style-type: none"> 山田川、三ツ石ダムの計画的な整備 みやぎ農業農村整備基本計画に基づく農業水利施設の特長的な機能の発揮 農業水利施設について <ul style="list-style-type: none"> 点検整備等の実施体制整備 適切な機能診断と整備方針策定等 みやぎと農の共生条例基本計画に基づく環境保全型農業の推進 <ul style="list-style-type: none"> 排水代かきや農業用水の反復利用の普及支援等
豊かな生態系 ◆ 植物群等の保全	<ul style="list-style-type: none"> みやぎ森林・林業の振興ビジョンに基づく森林の整備・保全等の推進 <ul style="list-style-type: none"> 多様性にも富む健全な森林の整備 <ul style="list-style-type: none"> 植林や針広混交林などの多様性の高い森林造成・整備への支援等 公的園地による管理放棄森林対策の実施 多の県民や多様な主体が参加する森林整備の推進 広い虫対策等森林の保護 被害の予防、早期発見・駆除による総合的な防除対策の推進 抵抗性のあるマツ苗木植栽の推進等 保安林の適正な管理と整備 保安林指定の計画的な推進 保安林所有者が行う森林整備への支援等 宮城県自然環境保全基本方針に基づく自然環境保全施策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 国立自然公園等における行為規制 胎形遺跡、松島、魚取洞、東成田の自然林、加瀬川、県民の森 森林公園の整備・管理 県民の森、昭和万葉の森 身近な多様な空間の保全と創出 企業等との協働による里山林の保全 百万本植樹 森林の無秩序な開闢の防止 森林開発制度、大規模開発制度の運用

計画の取組推進イメージ



環境に配慮する企業“一ノ蔵”

株式会社一ノ蔵

一ノ蔵農社参事

浅沼 栄二

人と自然と伝統を大切にし 安全で豊かな生活を提案

一ノ蔵は、「人と自然と伝統を大切にし、醸造発酵の技術を活用して、安全で豊かな生活を提案すること」を経営理念に掲げて、地域社会に貢献することを目的とした企業活動を行っております。

平成16年の“国際こめ年”に一ノ蔵の農業参入のために旧松山町が農業特区の認証を受け、翌春から一ノ蔵の農業部門「一ノ蔵農社」が酒米栽培を開始しました。農業参入のきっかけは平成5年の米の大凶作で、良質の酒米確保が困難でやむを得ず減産に追い込まれました。この経験から高品質の酒米の安定確保が絶対条件であると痛感。

この凶作の中、酒米の買入れ先で長年有機栽培をされている篤農家が全く平年と遜色ない収穫量だったと聞き、また以前からお酒の製造現場の社員から、有機栽培の酒米でお酒を造ると麹や酒母、モロミで良いものが出来ると報告されていました。慣行栽培での酒米品種などでの酒造りのデータはありますが、有機栽培の酒米が酒造りにどの様に影響するのかの資料は見つかりませんでした。

また、地域農業の担い手の高齢化や後継者不足で耕作困難な農地が今後益々増えると言われていています。一ノ蔵も農業参入での転作地は、それまで草地として実質耕作放棄地のような農地を畑に戻し蕎麦を栽培して、その蕎麦を、指定管理者として管理運営している地元の“酒ミュージアム”で地そばとして提供しております。

現在、一ノ蔵農社は地域農業の担い手の一員として認定農業者の認定もいただいております。



転作田の
耕作放棄のような草地



カヤを除去しそば畑に

環境保全型農法の実践

農薬や化学肥料に頼る慣行栽培は将来日本の農業を駄目にしてしまうとの危惧から、県内唯一の民間有機認定機関NPO法人“環境保全米ネットワーク”が発足し、一ノ蔵も法人として参加しました。一ノ蔵の栽培方法は初めから環境保全米ネットワークの指導を受け、全て環境保全型栽培方法です。同じ頃、旧松山町役場、JA松山支店、美里農業改良普及センター、地元農家と一ノ蔵で「松山町酒米研究会」を発足させ、こちらも酒米の契約栽培では基本的に環境保全米栽培を推進しました。その後、研究会には一ノ蔵農社も加入し、現在では全員が県からエコファーマーの認証を受けております。また、環境保全米栽培の取り組みでは松山は80%以上であり県内一番だそうです。

具体的に一ノ蔵では、環境保全米ネットワークの推進している栽培方法の公開実験圃場を提供し、データ取りをしながら試験栽培を行っております。試験田は隣接する30aの田を2枚提供。田んぼには収穫時にコンバインで細かく切断した生ワラを敷き込み、米ぬかと鶏糞を撒いて田の中の微生物に分解させ堆肥化させ、化学肥料は本田では全く使いません。農薬は1枚の試験田は不使用、もう1枚は減農薬の基準より厳しい基準を適用して相互の稲や雑草の生育状況を比較し記録しています。収穫時には坪刈りを行いお米の品質や収量をチェックし、栽培方法の比較を行います。その結果で環境に優しく高品質の酒米栽培方法の確立を目指しております。

また、環境保全型栽培と慣行栽培の農法における自然界への影響を調査するために6月下旬と8月上旬に田んぼの生き物調査を行いました。結果は農薬を使わない田には色々な生き物が沢山生息し、自然界の共生が見事な安全安心を証明してくれます。



左右で条件が違う農社試験田



田の草取り



除草機の公開試験



生き物調査



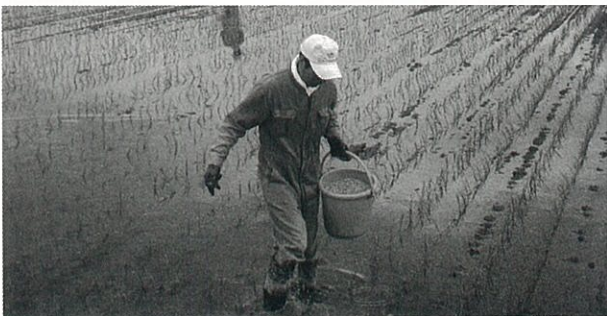
米ぬかでの濁り

環境に優しい 「米ぬか散布による抑草効果」試験

農業に頼らない雑草対策として、NPO法人環境保全米ネットワークと環境にも優しい“米ぬか散布”での抑草効果の試験を行っております。今年で3年目の取り組みですが試験田はほぼ満足のいく状態です。田植え直後にペレット状の米ぬかを10a当り50kg散布、1週間後に機械除草をして2回目のペレットを同量散布。その後1週間置きに2回機械除草を実施。米ぬかによる濁りで光合成が抑えられ雑草の生育が抑えられるようです。ヒエは深水である程度抑えられます。

直接隣の試験田では、田植え数日後に指定の除草剤を使用し、雑草は抑えられていますが、6月に実施した生き物調査の結果は、米ぬか散布の試験田の方が圧倒的に生き物が多く生息している事実が明らかになりました。一ノ蔵農社の田んぼにはツバメが飛び交い、田の中には生き物が沢山います。生き物が多くいることは安全な環境の証明です。

田植えの方法も、一般的な稚苗での苗箱育苗と成苗でのポット育苗方法、坪当り50株と60株での疎植、田植えの時期を一般的な連休明けと5月末の晩期に分けたりして生育状況、収穫量や品質の違いを測定しております。数年かけて環境に優しく、一般的に誰もが取り組める松山での最適な栽培方法の確立を目指し、また1等米の比率を高めることで農家の収入増への支援にもなります。



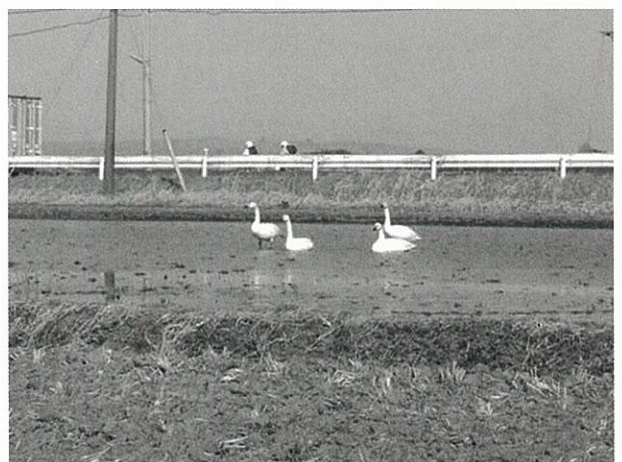
米ぬかペレット散布

一方、大崎市田尻の“ふゆみずたんぼ”はラムサール条約とともに有名ですが、一ノ蔵農社でも以前から指導を受けていた田尻のNPO法人たんぼに相談しながら2年前から冬季湛水“ふゆみずたんぼ”に挑戦しております。トロトロ層の形成も確認でき次年度は不耕起栽培に挑戦してみようと準備を進めております。

このような取り組みは、同時に酒造現場やマーケティングでの戦略にも農業参入によることでの新しい見方が役立っております。いわゆる“一ノ蔵型六次産業”の具現化です。



環境保全米栽培表示旗



一ノ蔵農社のふゆみずたんぼと白鳥

企業内での 環境保全の取り組み

酒造りでは大量の水を使います。1日約200トンの地下水を汲み上げ使用していますが、生活雑排水は下水に、それ以外の米の洗い水などを集めて微生物の力で分解し綺麗な水に処理して流しています。本社蔵は、里山の中の酒蔵と位置づけ、蔵の周りの山林に遊歩道を設け、沢には浄化した排水を流し蜚の生息地として皆様に将来は開放し自然を楽しんでもらう計画です。また、冬場を除き蔵の脇の県道のゴミ拾いを月1回勤務中に実施。この区間はスマイルロードとして認証されています。



地域の早朝草刈作業



スマイルロード表示

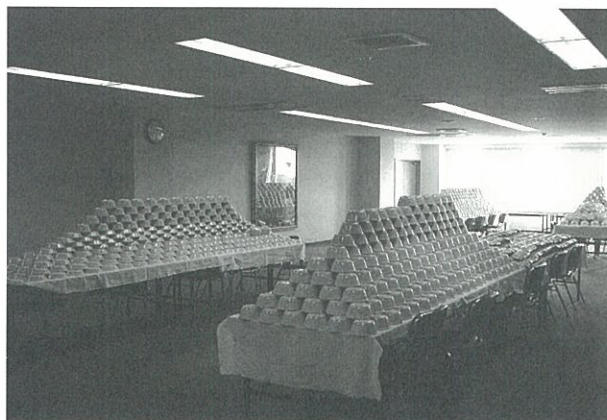
また、毎年春に一ノ蔵を楽しんでもらう「蔵開放」を行ってきましたが、約3,000人のお客様がお出でくださるのでゴミが沢山出ます。そこで、試飲用のプラスチック杯をお土産を兼ねた盃に、また無料の吟醸粕の特製トン汁の容器や箸などは全てリユース可能なものに変更。盃は交流のある岐阜県多治見市の市之倉の人間国宝の故加藤卓男様の私設「盃美術館」の関係窯元の製作する盃の端数を購入。酒と盃そして“いちのくら”。容器代とそのゴミ処理代を考慮すると盃を差上げた方がお客様にも喜んでもらえ得です。また参加者のご協力もあり、ゴミを出さない環境負荷の少ないイベントとして定着しております。毎回不揃いの盃ですが皆さん楽しみにしております。盃を入れる袋もフェアトレードで購入した巾着

袋ですが後進国の経済援助の一助となっております。

また、会場の一角では「飲酒運転撲滅コーナー」を設け、古川警察署の現役警察官による飲酒運転模擬体験などを実施。体験を通して如何に飲酒運転が社会悪であるかを理解し撲滅署名活動を行い、ハンドルキーパー運動を推進。お酒を楽しんでいただく為の心の環境整備です。

町内の団体や企業がコスモスロードのコスモス植栽に参加し、花と歴史の香る町として松山の美化にも努めております。一ノ蔵農社の所属区域では地域の皆さんと「農地・水・環境保全」作業にも参加しております。

一ノ蔵では今後とも環境保全を優先した企業活動を推進してまいります。



蔵開放用の3千人用の食器



蔵開放



飲酒撲滅コーナー

36年をふりかえって

事業推進部 部長 渡邊 政弘

昭和48年11月、公害衛生検査センターに就職し、約36年間、無事に勤め挙げ今年3月31日で定年退職となりました。思えば長いようで短い年月ですが、振り返って見るといろいろな出来事が思い出されます。この寄稿にあたり、過去にセンターで編集した「十年のあゆみ」(昭和57年)、「創立20周年記念誌」(平成4年)を読みながら思い出を振り返ってみると、創立時のこと、公共用水域の定期水質検査を始めたこと、初めての温泉分析のこと、環境アセスメントのこと、融雪剤調査のこと、農政局関係の業務……等々いろいろなことが思い出されます。その中でもより鮮明に思い出されるのは、創立時のことと環境アセスメントに携わらせていただいたことです。その思い出を思うがまま書きたいと思います。

創立時のこと

私が入社した昭和48年11月は、業務がまだ始まっておらず、すぐに東北大学薬学部で2ヶ月、その後、当時は榴ヶ岡にあった仙台市衛生試験所(現在の衛生研究所)で1ヶ月の計3ヶ月間、外部研修を行いました。ここでの研修は、その後の業務を進める上で、研修内容もさることながら色々な人と親しくなり、技術情報等の交流の点で非常に貴重な財産になりました。

その後センターに戻り、昭和49年4月の業務開始に向け準備に入りました。その当時揃っていたのは、大きな機器類だけで、ガス・電気・水道の整備、さらには掃除道具の果てまで揃えなければなりません。JIS等の分析方法と毎日格闘しながら、検査項目ごとの試薬・ガラス器具を調べ上げ購入し、業務を開始しました。大変でしたが今思えば非常に貴重な体験をしたと思っています。

環境アセスメントのこと

昭和53年頃、当時の新妻所長から「今度、環境アセスメント調査を業務の一環として取り入れたがどう思う」と聞かれ、当初環境アセスメントとはどういうものかはっきり判らず、センターで出来るのかと思っていました。その後、積極的に環境アセスメント業務を受け入れるようになりました。最初は、横浜の環境科学センターと共同でというよりは教えられながら始めたこと記憶しています。その後、ダム関係、都市計画道路、スキー場、ゴルフ場等の業務の依頼がありました。

その中でも特に記憶に残っているのは、それぞれの思いは違いますが、昭和58年の七ヶ宿スキー場と平成2年の山元町競走馬トレーニングセンターのアセスメント業務です。

七ヶ宿スキー場のアセスメント調査の思い出は、当時県の嘱託をされていた柴崎先生と共に、センター職員と積雪のある時期の植生と雪庇等雪積状況調査に同行したときです。積雪のある冬山に入るということで、かんじきを履き、防寒装備を整えていざ出発しましたが、なにせかんじきを履くのも初めてで、積雪も多く先頭のラッセルは若い職員にまかせ後からついて行きました。山の山頂付近に近づくにつれ積雪量が半端でなく、かんじきを履いても足のひざくらいまで雪に埋もれ、さらには防寒対策をしすぎて服の中は汗びっしょりで、悪戦苦闘の末、最終地点に行く前に足がすり、そこで断念してしまいました。そこでじっとしていると今度は、汗が冷たくなって体中が寒くなり、ほうほうの体でふもとまで戻り、体力のなさを痛感しました。それ以降冬山は、スキー以外に行ったことがなく最初で最後の体験だったと思います。

山元町競走馬トレーニングセンターのアセスメント調査は、最初の計画段階から佐野コンサルタントさんと一緒に携わり、最初の打合せは当時の山元町長であった千石さんの大きな自宅で行ったことを覚えています。また現場調査も水質調査、植生調査(柴崎先生の助手として)と何度も足を運び、くまなく計画地内を歩きました。その結果を報告書にまとめ県の指導を受け最終報告書を受理して頂きました。それから数年後トレーニングセンターの建設工事も終わり竣工祝賀会に出席し出来上がった施設を見たときには非常に感慨深いものがありました。これ以降も山元トレーニングセンターから毎年定期的に水質検査の依頼を頂き現在も色々お世話になっています。

その他にも多々思い出がありますがその一端を思うがまま書いてみました。

現在私は、退職後センターに再任用され嘱託職員として働いており、これまでのさまざまな経験を次の世代の職員に引き継いでいきたいと思っています。



編集後記

温度と湿度を嫌うインフルエンザが、真夏から猛威をふるっていますが、抗体を持たないすべての人にかかる可能性があります…。これからますます不安な季節になっていきます。

『政権交代』が成立し、“センサー”と呼ばれていた人たちが“タダの人”になりました。この先の社会情勢に期待と不安？を持ちつつ、新しい風がいい方向に吹くことを願い、庶民は日々の生活を送るばかりです。秋の味覚を味わいつつ、一日一日を大切に過ごしたいものです。

編集委員

責任者 渡邊政弘 阿部喜一
遠藤尚子 木村千恵子

表紙写真提供：宮城県観光課

当センターの登録・業務概要

○ 計 量 証 明 事 業 所 (昭和51 宮城県登録第19号 濃度) (昭和58 宮城県登録第48号 騒音) (平成6 宮城県登録第5号 振動)	水質(公共用水域、工場等排水)・底質・土壌等の分析、 大気・騒音振動の測定
○ 飲 料 水 水 質 検 査 機 関 (平成16 厚生労働省第4号) (平成12 宮城県告示第235号)	水道水・井戸水、その原水の水質調査
○ 土 壌 汚 染 状 況 調 査 機 関 (平成15 環境省指定 環2003-1-814)	土壌汚染対策法による調査・ 分析
○ 温 泉 成 分 分 析 機 関 (平成14 宮城県指令第1号)	温泉水の分析、掲示板の作成
○ 産 業 廃 棄 物 分 析 機 関 (昭和54 宮城県環境事業公社)	各種産業廃棄物の分析
○ 下 水 道 水 質 検 査 機 関 (仙台市下水道局ほか)	下水の水質調査
○ 環 境 ア セ ス メ ン ト (平成8 宮城県環境アセスメント協会)	開発事業の環境影響評価調査
○ 作 業 環 境 測 定 機 関 (平成13 宮城労働局登録4-11号)	事業所内のあらゆる環境調査
○ 室 内 空 気 の 汚 染 調 査	ホルムアルデヒド他各種成分
○ ア ス ベ ス ト 検 査	環境大気、作業環境、建材製品等
○ D N A 検 査 (ISO9001:2000対象外)	米の品種識別等
○ そ の 他 の 公 益 事 業 (ISO9001:2000対象外)	講習会開催、情報誌発行、研究助成、環境公害の相談



ISO9001:2000
(検査業務対象)



財団法人 宮城県公害衛生検査センター

〒989-3126 仙台市青葉区落合二丁目15番24号

TEL (022)391-1133 FAX (022)391-7988

本公衛検カプセルの発行は、当センター公益事業として行っており、毎年2回(3月・9月)環境関係業務に携わる方々を中心に、無償でお届けしているものです。